

## 【資料3－2】

### 次期府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の概要

#### 1 次期計画の位置付け

次期計画は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」及び府中市福祉のまちづくり条例第7条に規定する福祉のまちづくりに関する施策を総合的に推進するための基本となる計画である「福祉のまちづくり推進計画」を一体的に策定するものです。

「府中市総合計画」を上位計画とし、計画の内容には、高齢者福祉分野、障害者福祉分野、子ども・子育て支援分野、保健・食育分野といった分野別の個別計画に共通する施策を含みます。

また、本市の保健・福祉以外の分野計画と連携し、府中市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との整合性を図ります。

また、本計画には、高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項として、成年後見制度の利用促進に関する内容（市町村成年後見制度利用促進基本計画）及び再犯の防止等に関する内容（地方再犯防止推進計画）を盛り込んでいます。さらに、次期計画には、社会福祉法第106条の5に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」を盛り込むことを検討します。

図表 計画の位置づけ

